

議案第51号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月10日 提出

境港市長 中村勝治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

- (10) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき 300円

第2条第16号を削り、同条第15号中「平成25年法律第27号。以下「番号法」という。」を「平成25年法律第27号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号及び第14号を削り、第12号を第15号とし、同条第11号中「第1項から第4項まで」を「第1項、第3項又は第4項」に、「戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写し」を「戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写し」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき 300円

第2条第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき 300円

- (12) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 1通につき 300円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 住民票の除票の写し等の交付手数料に関する条項の整備（第2条関係）

住民票の除票の写し等の交付手数料については、住民基本台帳事務処理要領に基づき、住民票の取扱いに準じて手数料を徴していたが、住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し等の交付に係る規定が新たに設けられたことに伴い、引用条項を整理するなど所要の改正を行う。

2 通知カードの再交付手数料の廃止（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードの新規交付及び再交付が廃止されたことから、市における通知カードの再交付に係る手数料を廃止する。

3 施行期日

公布の日